



2019年6月10日

Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp  
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201  
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

## 全国の大学のみなさまへ緊急警告

### 全国大学学長様

一般社団法人日本禁煙学会 理事長 作田 学

拝啓

突然にお手紙をお送りする失礼をお許してください。

私どもは医療従事者、教育関係者などを中心とした会員数5,000名の団体で、国民をタバコの健康影響から守るため2006年より活動を行っております。

大学教員の会員より、本年6月上旬から各大学を日本たばこ産業（JT）の関係者が訪れ、キャンパスの禁煙・タバコフリー化推進を妨害する偽情報をまん延させているとの報告がありました。本学会ではこの動きを若者の将来に対する脅威と考え、このたび緊急警告の形でお知らせする次第です。

彼らタバコ産業は

1. 我々も貴大学の**禁煙推進**をお手伝いします。
2. プルーム・テックの販売促進資料を配布し『副流煙がないので**安全です**』と主張しています。

これには次のような問題があります。

- a. タバコ産業が主張する「禁煙推進」は、実は巧妙なタバコ製品の販売促進キャンペーンです。今回のJTの活動も同様であり、これは古今東西を問いません。
- b. 加熱式タバコには紙巻タバコと同様の毒性があります。昨年スイス・ジュネーブで開催されたタバコ規制枠組条約 第八回締約国会議(COP8)でも、「加熱式タバコは紙巻タバコと同様に規制するべきである」と決議されました。

c. 実は JT が大学当局と接触すること自体、タバコ規制枠組条約第 13 条「タバコ産業が行う広告、販売促進、スポンサー活動、CSR（企業の社会貢献活動）の包括的禁止」に違反しています。これら活動はタバコ製品の消費継続につながり、重大な社会的損失を生み出すためです。タバコ産業による CSR の危険性については、私ども学会で作成いたしましたパンフレットがございますので、参考までに同封いたします。

敬具

タバコ規制枠組条約について（平成 17 年 外務省告示第 68 号）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159\\_17.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html)

タバコ規制枠組条約 第 13 条ガイドライン

[http://www.nosmoke55.jp/data/cop3\\_13\\_200811.pdf](http://www.nosmoke55.jp/data/cop3_13_200811.pdf)